

新型コロナウイルス感染症に係る

緊急

融資相談会

一日公庫

in 中条町商工会

開催日 : 令和2年4月22日(水)
時間 : 午前10時～午後4時 ※事前予約制
場所 : 中条町商工会(胎内市新和町2-5)

この度日本政策金融公庫 国民生活事業と連携し、当商工会において新型コロナウイルスにより事業活動に影響を受けた事業者の資金繰りを支援するため「一日公庫」を開催します。当日は「新型コロナウイルス感染症対策特別貸付」の審査を公庫担当者をお願いしております。

新型コロナウイルス感染症対策特別貸付について

日本政策金融公庫による特別貸付では信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。特別利子補給制度の併用で無利子化も可能です。

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- ①最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【貸付期間】 運転資金15年(据置5年)、設備資金20年(据置5年)

【融資限度額】 別枠6,000万円

【金利】 ○3,000万円以内まで 当初3年間: 災害利率▲0.9%(0.46%)
4年目以降: 災害利率(1.36%)
○3,000万円超 全期間: 災害利率(1.36%)

☆一定の条件に該当した場合、「特別利子補給制度」の併用で一定範囲を無利子化できます

【適用対象】 「新型コロナウイルス感染症対策特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る): 要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者): 売上高15%減少
- ③中小企業者(上記①②を除く事業者): 売上高20%減少

【期間】 借入後当初3年間

【補給対象上限】 3,000万円

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては詳細が固まり次第、中小企業庁を通じて公表予定です。

お申込み・ご相談を希望される方は、4月14日(火)までに中条町商工会担当者までご連絡ください。

ご連絡先

中条町商工会 担当者【菅原・鈴木・窪田】

TEL: 0254-43-3624 FAX: 0254-43-5773